

第 6 回

美方町・村岡町・香住町 合併協議会 会議録

平成 16 年 3 月 10 日

第 6 回美方町・村岡町・香住町合併協議会 会議録

日 時 平成 16 年 3 月 10 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 4 時 53 分
 場 所 香住町文化会館

出席者

協議会委員 (計 24 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
(上田節郎)	岩 槻 健	藤 原 久 嗣
吉 田 範 明	谷 淵 栄 一	上 田 孝
本 城 繁 信	板 坂 公 二	橘 秀 夫
朝 倉 富 征	石 垣 健 三	伊 藤 誠
井 上 一 郎	井 上 源 一	岡 田 久 子
毛 戸 公 彦	小 谷 道 子	柴 崎 一 秀
中 村 治 泰	西 尾 高 雄	中 村 曉
水 間 徳 子	三 好 忠 男	村 瀬 晴 好

幹事会 (計 7 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
藤 村 吉 孝	中 村 一 治	大 瀧 正 博
	太 田 培 男	米 田 稔
	杉 谷 信 義	谷 岡 喜 代 司

事務局 (計 6 名)

藤 原 進 之 助	岸 本 典 明	清 水 幸 信
穴 田 康 成	邊 見 泰 正	田 尻 幸 司

欠席者

顧問 (計 3 名)

兵庫県議会議員	兵庫県議会議員	但馬県民局長
中 村 茂	丸 上 博	東 田 雅 俊

幹事会 (計 1 名)

美 方 町
吉 田 博 昭

傍 聴 人 31 人

第6回美方町・村岡町・香住町合併協議会

と き：平成16年3月10日(水)

午後1時30分～午後4時53分

ところ：香住町文化会館

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

報告第19号 第5回新町の事務所の位置等検討小委員会について

報告第20号 第4回新町まちづくり計画検討小委員会について

(2) 協議事項

協議第25号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第26号 特別職の身分の取扱いについて

協議第27号 地方税の取扱い(その1)について

協議第28号 平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について

協議第11号(継続)新町の名称について

6 その他

第7回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年4月14日(火) 13:30～

(2) 場 所 美方町総合センター

(3) 協議事項(予定)

協議第29号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第30号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第31号 地方税の取扱い(その2)について

協議第32号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第33号 介護保険事業の取扱いについて

協議第11号(継続)新町の名称について

6 閉 会

藤原事務局長 改めまして、皆さん、こんにちは。きょうは大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは定刻になりましたので、開会に当たりまして、議長から開会の宣言をお願いしたいと思います。

吉田議長 それでは、3町合併協議会会議規則規程第4条第1項の規定に基づきまして、第6回3町合併協議会の開会を宣言いたします。

皆さん、改めまして、こんにちは。御存知のように、議会におかれましては3月定例会の真っ最中で、一生懸命審議、御精励のことと、このように思います。また天候の方が週末雪が降ったり、また、きょうはいいということで足元が本当にいろいろと変わる中で、また、お忙しい中、全員の方が御出席いただいたと、このような中できょう合併協議会が行われますこと、大変うれしく思います。また、きょうも一日、半日ではございますけれども、十分なる審議をしていただき、3町の将来に向けての議論が十分深まるように、今後ともよろしくお願ひしたいと、このように思います。本日は大変御苦労さまです。

それでは次に、会長の岩槻村岡町長が御挨拶申し上げます。

岩槻会長 皆さん、こんにちは。それでは会議に先立ちまして、一言、簡単でございますけれども御挨拶申し上げたいと思います。

先程ございましたように、先々刻は思わぬかなりの降雪があったわけでございますが、もうお見かけのとおり、季節はこういうふうには春に向かって大きく躍動しておるわけでございます。そういった中で、きょうは第6回になりますけれども、3町合併協議会を開かせていただきました。委員の皆様には、万般お繰り合わせの上御出席をいただきますとともに、それぞれのお立場でいろいろと慎重御審議をいただいておりますわけでございまして、厚くお礼申し上げたいと思います。繰り返すこととなりますけれども、これまで、先程申し上げましたように、この合併協議会も6回になりますし、なおまた新町の事務所の位置の検討小委員会5回開いてきておるわけでございます。さらに、まちづくりの計画検討小委員会4回、それから議会の議員さんなり、あるいは農業委員会の委員さんの任期等検討小委員会、それから事務所の検討小委員会も3回開いておられますので、そういう会議を開くにあたり、いろんなデータを整理していただいて、分科会をすでに72回開催しております。来年の3月合併を目指して、合併に一生懸命目指していただいておりますわけですが、これもひとえに各委員さん方あるいは各町の大変な御理解や、また議会の御協力の賜ものであり、心から感謝申し上げます。

きょうは報告案件が2件、協議案件5件ということで御提案申し上げ、いろいろと御審議を大所高所からお願いいたしまして、適切な御議決をいただきますよう心からお願い申し上げます。一言最初の御挨拶といたします。きょうは本当にありがとうございます。

なお、つけ加えますが、きょうもこうして傍聴の方々にお運びをいただいております。心からお礼申し上げます。御挨拶といたします。よろしくお願ひします。

吉田議長 それでは、会議の成立について事務局から報告させます。

藤原事務局長 御報告いたします。委員総数24名でございますけれども、本日は全員

の御出席をいただいておりますので、会議は成立いたしておりますことをここに御報告申し上げます。

なお、顧問の3人の先生方あるいは県民局長につきましては、公務のため御欠席の通知をいただいておりますので併せてお知らせをさせていただきます。以上でございます。

吉田議長 次に、3町合併協議会会議運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員を指名いたします。

美方町、中村治泰委員、香住町、岡田久子委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

早速ではございますけれど、議題に入らせていただきます。

報告第19号、第5回新町の事務所の位置等検討小委員会についてを議題とし、事務局に議案の朗読をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、会議資料の1ページをご覧いただきたいと思います。報告第19号、第5回新町の事務所の位置等検討小委員会について。第5回新町の事務所の位置等検討小委員会について報告する。平成16年3月10日報告。3町合併協議会会長、岩槻健。

第5回新町の事務所の位置等検討小委員会について。第5回新町の事務所の位置等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。以上でございます。

吉田議長 続きまして、報告第19号について、藤原小委員長の方から報告をお願いいたします。

藤原新町の事務所の位置等検討小委員会委員長 小委員長の藤原です。

2ページと3ページですが、第5回の事務所の位置等検討小委員会が2月28日に香住町で開催をいたしました。4回までで第1段階の庁舎の機能についての議論を経て、それを踏まえて、第5回からは庁舎の位置について議論をいたしておるところでございますが、5回目の小委員会は、庁舎の位置を具体的に検討する前段として、いろいろな要するに考え方についての意見交換をしようということで行いまして、それを踏まえて、次回、第6回から具体的な場所の議論を進めてまいりたいというふうに考えております。従いまして、第5回はこの全体会に御報告をするというふうな趣旨でございますので、その内容につきましては事務局に朗読をさせたいと思います。よろしく願いします。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 それでは、2ページをご覧いただきたいと思います。平成16年3月1日。3町合併協議会会長、岩槻健様。新町の事務所の位置等検討小委員会委員長、藤原久嗣。第5回新町の事務所の位置等検討小委員会の報告について。第5回新町の事務所の位置等検討小委員会を2月28日に開催したので、3町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記。報告事項。1、第5回新町の事務所の位置等検討小委員会。出席者、15名。協議事項、庁舎の位置について。協議経過、庁舎位置の考え方等を議論する参考として、事務局から地方公共団体の事務所の設置に関する地方自治法上の取り扱い、広域的な行政機関の配置状況、本庁舎位置選定の先進事例等の説明を行い、これを基に質疑、意見交換を行った。庁舎の位置を考える上で、住民の利便性の確保に加えて、次のような観点から検討すべきであるとの意見が述べられた。 としまして、国、県の出先機関の配置、地域の玄関性や将来の発展性、産業振興等の地域活性化の牽引力、新町で必要とされる地域情報ネットワーク整備や高齢者福祉施設整備等の主要なプロジェクトとの関係、3町を連絡する道路整備、幹線道路へのアクセス。これらの意見を踏まえて、次回の小委員会で庁舎の具体的な位置について検討を行うこととした。以上でございます。

吉田議長 報告は終わりました。

報告に対して質疑を受けたいと思いますので、質疑のある方は町名、氏名を述べて行っていただきたいと、このように思います。質疑はございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

吉田議長 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切りたいと、このように思います。

それでは、報告第19号は、委員長報告のとおり承認してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、報告第19号については、承認することに決定いたしました。

次に、報告第20号、第4回新町まちづくり計画検討小委員会についてを議題とし、事務局に議案の朗読をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、4ページをご覧いただきたいと思います。報告第20号、第

4回新町まちづくり計画検討小委員会について。第4回新町まちづくり計画検討小委員会について報告する。平成16年3月10日報告。3町合併協議会会長、岩槻健。

第4回新町まちづくり計画検討小委員会について。第4回新町まちづくり計画検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。以上でございます。

吉田議長 続きまして、報告第20号について、井上小委員長の方から報告を求めたいと思います。

井上新町まちづくり計画検討小委員会委員長 第4回新町まちづくり計画検討小委員会について報告します。

第4回新町まちづくり計画検討小委員会を3月6日に開催したので、合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

報告事項。(1)出席者19名。協議事項。地域の現状と課題について(継続)、2)新町まちづくりの基本方針について(継続)、3)新町のまちづくり施策について。(3)協議経過。1)地域の現状と課題については継続協議となっていたが、(6)の行財政の項目の中で一部字句について意見があり、事務局で修正した内容をもって再度協議に付した結果、再提案どおり確認された。2)新町のまちづくりの基本方針のうち、継続協議となっていた4新町の地域振興拠点機能強化について、次の3つの観点から整理することとしたが、
については委員の意見を踏まえて、次回に内容を整理したものを再度提出し、協議することとした。 広域連携交流軸と地域内連携交流軸の観点。 地勢や産業形態を考慮した海の恵み体験・交流ゾーン、自然ふれあい・高原体験・交流ゾーンと住民生活の基盤となる生活・交流ゾーンの3つのゾーニングの観点。 新町の振興の先導的役割を持つ3町の地域特性に立脚した地域振興拠点の機能強化の観点。3)新町のまちづくり施策については、8項目のうち、次の3項目を審議し、一部修正を行うこととし、次回も継続して、これらを整理した内容について協議することとした。 自律と参画・協働、連携・交流の推進、教育・文化の充実・創造、 保健・医療・福祉の充実・連携。以上です。

吉田議長 以上で委員長報告は終わりました。

報告に対して質疑を受けたいと、このように思います。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 質疑がないようですので、委員長報告の質疑を打ち切りたいと、このように思います。

それでは、報告第20号は、承認いただいたものと決定してよろしゅうございますでし

ようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、報告第20号、第4回新町まちづくり計画検討小委員会については、承認することに決定いたしました。

次に、協議第25号、一般職の職員の身分の取扱いについてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、7ページをご覧くださいと思います。協議第25号、一般職の職員の身分の取扱いについて。一般職の職員の身分の取り扱いについて提出する。平成16年3月10日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目2 - (5)でございます。一般職の職員の身分の取り扱い。一般職の職員の身分の取り扱いについては、次のとおりとする。1、美方町、村岡町及び香住町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新町の職員として引き継ぐ。2、職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。3、職員の給料は現給を保障し、合併による格差は調整する。4、職階については、合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し、統一する。5、初任給基準を合併時に一本化するように調整し、統一する。

次に、それぞれこの調整方針についての御説明をさせていただきたいと思います。失礼ですけれども座らせていただきたいと思います。

それでは、8ページに参考資料をつけておりますので、よろしく願いいたします。まず1番の一般職の職員は新町に引き継ぐという関係でございますけれども、原則といたしましては8ページの1番頭に載せておりますように、新設合併の場合、合併関係市町村は消滅いたしますので、当該職員は失職することになります。ただし、市町村の合併の特例に関する法律というものがございまして、それが参考法令のところにございますけれども、第9条で職員の身分の取り扱いをいっております。

因みに、第9条では、合併関係市町村はその協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。2といたしまして、合併市町村は、職員の任免、給与、その他の身分取り扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないといたしております。この法律に基づきまして新町に引き継ぐということでございます。

なお、一般職についての考え方でございますけれども、この関係につきましては、昨年の3月に兵庫県の市町振興課行政係より県民局の市町振興・防災課長宛に事務連絡が参っておりますけれども、この一般職の職員には臨時職員や特別職を除く非常勤職員も含まれ

るということでございます。ただし、この臨時職員につきましては、地方公務員法第22条第5項で臨時的任用職員としての臨時職員がございますけれども、これは該当しないということになっております。

それから、2番目の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図るという考え方でございますけれども、これは地方分権による業務や将来的な行政需要及び退職状況などを勘案し、職員の減員を図るという考え方でございます。

主な定員適正化の手法の概要でございますけれども、1つ目には住民ニーズに柔軟に対応できる組織、機構の見直し、それから効率的な事務改善を図り、人員の抑制に努めるOA化の推進、それから経済性、効率性など総合的に判断して、委託が効果的である業務についてはできるだけ民間委託等の推進を図る。こういったものを進めまして、職員の定員適正化計画を策定するという考え方でございます。

なお、3と4につきましては後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

5番の初任給基準を合併時に一本化しよう調整するという関係でございます。正規の試験によりまして採用されました行政職の職員につきましては、3町のうち1町だけが1号給低い格付に現在なっております。しかし、就職2年目で、その調整をして、3年目には3町同水準になっております。このことからしまして、具体的に合併時にその調整が必要となってきますものにつきましては16年の4月、即ち今年の4月に採用の職員が対象になるというものでございまして、その職員の調整が済みますと、合併後についてはこの関係は特に調整することもないというものでございます。

それでは、3番の職員の給与の現給を保障し云々と、4番の職階の関係等につきましては専門部会長の方で御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

吉田議長 今、事務局長が申されましたように、この部分につきましては村岡の太田課長、専門部会長を説明員として招集しておりますので、太田課長の方から説明を求めたいと、このように思います。

太田専門部会長 失礼します。それでは、御説明を申し上げたいというふうに思います。

3番の職員の給料は現給を保障し、合併による格差は調整する、4番の職階については合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し、統一するというふうになっております。このものにつきましては関連性がございまして、3町のうち1町につきましては、この職務職階を非常に重く受けとめておられまして、職務職階の格付に違いが出てまいっております。

具体的に申し上げますと、5級から6級に渡る際、職務職階によりまして係長の補職がございましたら自動的に6級に渡るという話になっておるわけでございますけれども、他の2町におきましては5級の在級年数が8年というような基準がございまして、その8年の要

件をクリアしないと6級に渡らないというような状況がございます。同じように課長職の補職がついた際、1町につきましては直ちに8級への格付が行われておりますが、他の2町におきましては資格基準を7級からスタートするというような形になっております。そういう違いがございますので、今後、これらの違いをよく調整しておかないといけないと思います。以上でございます。

吉田議長 朗読と説明は終わりました。

それでは、まず、この提案資料につきまして質疑を受けたいと、このように思います。
橘委員。

橘委員 香住町の橘です。7ページの3番目に、職員の給料は現給を保障し、合併による格差は調整するとありますが、先進事例の養父市あるいは朝来市、篠山市も同じようなものがあります。格差を調整するという事は恐らく同一にすることだと思いますが、その調整をして給料が上がるとか、合併によって給料が上がるかどうかということを確認いたします。

吉田議長 太田専門部会長。

太田専門部会長 お答えをさせていただきたいと思います。

先進地域の事例といたしまして篠山市さんの例もあるわけでございますけれども、その問題につきましては非常に難しさがございまして、合併後もまだきちっと調整できていないという状況でありますので御報告します。ただ、今、お尋ねの、合併の段階でその格差を調整するという事は、合併によって職員の給与が上がるという事はあるのかというお尋ねでございましたけれども、現段階では高い方に合わせるというような認識は、まだ、確認はされておられません。その水準に合わせるというようなことになるわけでございますけれども、少なくとも一番高いところに合わせないとすれば低いところに合わせざるを得ない。そうした場合に、どうしてそれを調整するかということは、今後の課題として持つと思います。

吉田議長 橘委員。

橘委員 職員の給料は現給を保障するというふうになっておりますので、どの線に合わせるということではなく、今いただいている方は必ず現在の給料をもらえると。ところが合併によって格差を調整するというふうになったわけで、ですから上がるのかという質問でして、下がるということは恐らく僕はないと思っておりますけど。

太田専門部会長 お答えをさせていただきます。

今、どの水準に合わせるのかというようなことも申し上げたわけでございますけれども、仮に一番高いところに合わせるということになりますと、すべての職員をその数字に合うように引き上げていくという形が出てくるわけでございますけれども、現段階ではそういう事象というのは想定をいたしておりません。高いところと低いところがあるわけでございますけれども、どこかの線を引く場合、高い方につきましては下げることができませんので、これは足踏み状態を引継ぐ必要があると、そういう意味での調整ということでございます。高いところに引き上げるというような認識はございません。

吉田議長 他、質疑ございますでしょうか。

中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村でございます。今の質疑に関連するわけですが、確かにある町においては係長に昇格すると同時に6級、課長補佐、副課長で7級、課長昇格と同時に8級の格付をしておるわけですし、ある町では、さっき、村岡の太田課長から説明あったようなことで、課長昇格5年で8級にということですが、今、足踏みという言葉があったわけですが、例えば、同じ級の中での足踏みというのは割と簡単だと思うんですが、これ渡りが絡んできておりますので、その辺の足踏みを具体的にどのように新町では考えていらっしゃるのか、この辺を具体的に、もし、お話できればというふうに考えております。従いまして、足踏みといっても課長昇格でもう即8級に渡っておるものを足踏みするということは昇給延伸以外になるということになりますので、その辺がどうなのかということを確認させていただきたいということと、もう1点は、初任給基準のことですが、1町のみが6短を2年間で2回して、3年目に追いつき、1 - 4になるということで、こういうことは割と簡単、簡単と言えば語弊がありますが、やりやすいと思いますけれども、この職階に係る級別標準職務表の調整という、調整し、しかも統一するということですので、この辺が非常に難しいんじゃないかというように思うわけですが、先進例で具体的なものがあれば教えていただければと思います。

吉田議長 太田課長。

太田専門部会長 お答えをさせていただきます。

先程、私、足踏みというような表現をとらせていただいたわけでございますけれども、中村委員の方からもございましたように、具体的には延伸措置ということになるかと思えます。ただ、実態としてどれくらいの影響が出て、その後、どれくらい期間をかけて調整をしていくのかということが、まだ見極めできておりません。従って、それによって延伸措置の内容につきましてもまだ現段階では見極めが出来ておりません。

吉田議長 他、質疑ございますか。

柴崎委員。

柴崎委員 一般職が一つに絞られてございます。ちょっとどうかと思うんですが、あの一部事務組合の職員の扱いなんです、統一したものではありません、合併した場合にどういうふうな扱いになるんですか。水道事業所の方はどういう格好になるんですか、組合とかの扱いをちょっと教えていただけますか。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 ただいま柴崎委員から御質問のありました一部事務組合の職員の関係につきましては、前回、一部事務組合の取り扱いのところでも御説明させていただいたかとは思いますが、きょう御提案しております職員の身分の取り扱いと全く一緒の考え方で、新町に引き継ぐということで、前回、調整をさせていただいており、確認をいただいております。

吉田議長 他、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、では、これにつきまして御意見等伺いたいと、このように思います。

じゃあ、会長。

岩槻会長 これについては、3町が合併する時には、それぞれの給与体系が違うこともあるわけございまして、今、私どもの総務課長が詳しく申し上げておるんですが、ここにありますように給料を下げるということは、不利益処分になるわけございまして、到底できないと。そこで、差をつけるために高い人はいわゆる停止、低い人は6短、3短いろいろありますが短縮をやるのか、方法はいろいろとあるわけございまして、どういうふうにというところが、今後、検討していくこととなり、事務ベースか、あるいは県の指導を仰ぐということをやらなくてはいけない。そして、今、中村委員がおっしゃるように、昇給には一定期間何年おったかという等級別資格基準表があって、初任給を幾らから上げて、何年おればという一つの基準表があるわけですね、全国町村会の決めた一定の。しかし、そういうのは66町が同じようになっているかというとなっていない。それが合併する時にどうしてやるのかということでございまして、なかなか専門的になる部分が

ございますので、一概に説明しても御理解いただけない部分があるんじゃないかと思っておりますが、今後専門部会で検討していかなくてはならない問題であるというふうに思っています。そういうふういきょうのところは御理解をお願いしておきたいなと、こう思っております。

吉田議長 石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。今はどの町も年功序列主義ということでほとんどいっとると思うんですが、国の方では、能率もこれを重視した給与体系というようなことに踏み切るようなことが最近いろいろと情報として出ておりますけども、そこで、そういうこともこれは必要だということもあります。そこで、先進合併市町でそういうような方法をとっておるところはあるのかどうか。これもやはり、特にそれぞれの町で、かなり、必ずしも、どなたも同じルールと言ってはいませんが、今後、新しい社会に必要なではなからうかなということも、今すぐ適用ということになしに、将来、やっぱりそういうことが必要ではなからうかなというような思いですけども、よそでそういう事例がありましたら御披露していただきたいなというふうに思います。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 先進事例でございますけれども、これまで新市を含めたところであります、きょう御提案しましたような調整方針を御確認いただきますと、その後において具体的な調整に入るということでございますので、今のところはっきりと御質問なされたような形で調整に向かっているというところは情報としては入手しておりません。

吉田議長 井上委員。

井上（源）委員 一般職員の身分の取り扱い方について、私たち本当に町の財政が苦しいから合併するんやという、やはり3町の町民の皆さんはそういう思いでおられると思います。従いまして、合併することによって、公務員さんは保障はされるけど一般住民の生活の保障ということについては、いささかもいい方向には向いていないというわけですね。返って足を向けて寝ていくというふうな、そういう状況の中で、ここにおられます委員さん一人一人見ましてもそれぞれの立場からいえば、みんなやはり違ってきております。村岡町が違えば美方も財政的に違う、香住はやはり財政的には、これからの窮地があるかもわからないけど、2町から比べれば比較的、まだ、苦しみの重さが違ってきているということについて、私たちは3号委員ですから、そういう立場で、本当に住民の皆さんが理解をしていただけるような、やはり身分の取り扱いをしていっていかなかったら、住民の皆

さんは納得していただけない状況だと思います。従いまして、さっきも質問の中に出ておりましたが、臨時職員さんの身分の保障、また増えて、それぞれの職員さんの身分の保障についても、正職員の身分の保障はきちっと身分の取り扱いの中で法的にいつてもあるとはいいいながら、これはやっぱりその構成する町の中でいつでも変えられることが出来るわけですから、やっぱり3町の財政に合わせた身分保障の出来る保障の仕方を持っていくということが大事だと私は思います。そういった意味で、その3町の人口を合わせて、財政規模等も含めながら、もう一度、やはりこの方向が適正ではなかろうかということ、成果をきちっとやっぱり提出をしていただくということが必要ではないかなというふうに思われますので、一つその辺を十分わかりやすく説明が聞かれるような形で御提出をお願いしていただくことをお願いしておきます。

吉田議長 会長、答弁。

岩槻会長 御指摘の点はよくわかるわけでございますので、決して安易に高い方に合わすとかそういうことではございませんので、吟味してやってもらうということで御理解いただきたいと思います。

例えば、私の町でもございますけれども、技術職員が必要だとなれば民間の会社から途中採用でということもあります。しかし、民間の経験年数をどう扱うかということは、町村会準則の中できちっと定められておる訳です。ですから、ただ一町の判断で決してやってはいないという一例を申し上げているのでございますが、ただ、町の規模1万4千の町も6千600人の町もございませぬ。機構も違いますし、6課ある町もあれば10課の町もある全体の職員数の中で、課長になるにはだいたい経験年数何年であればという基準も出てくるわけですが、そういうやはり町の財政規模なり、あるいはそういうところから、48歳でどの役職という一律的ではない。私の町も香住町さんと同じ年代で課長になるとはなっていないというような形があるわけございまして、その辺を、今度は等級別資格基準とかあわせて、一挙にこれを合わせることは難しさがあるので段階的にやるのか、3年でするか、4年でするか、いずれにいたしましても、やらなくてはならない。そうしないと、また、職員の中から不満が出てくる場合もあろうというようなことがございませぬので、是非、その辺は安易にとらえておるのではございませぬ。こういう厳しい中での合併でございますから、もちろんやはり財政的にどうなるか、ラスパイはどうなるのか、人件費比率がどうなるのか。既に3町とは比較してみてるんですが、そういうこともございませぬから、まあまあ専門的なところもございませぬので、皆さんの御意見によりまして、新町に向けてのそういう努力をやっていくということで御理解をいただきたいというふうに思うわけございませぬ。

吉田議長 村岡、井上委員。

井上（源）委員 村岡町では、いろいろ以前から昇給試験というものをやったらどうかということを議会の中でもいろいろ論ぜられておったわけでございます。そういった中で、やはり、これからもこの3町の発足するに当たっては、僕はそういう形の中で、本当に人材、あの人が何級とかこの人がってというような、やっぱりその人の能力に合ったそういう選択もせざるを得ないんじゃないかなと、やっていかないと私は思います。そういった点も併せて、やはりこれをどうするのかということも、やっぱり全体の中で考えていくというような、そういうふうに思います。そうするとやはり5年で昇給する人も3年で昇給しとる人もありましょけど、やはりそういう時代ですから、やっぱりそういう時代に即した職員を、また、職員の皆さんもそういうふうに元気を出してもらわないかんわけですから、そういうふうな、やはり新しいまちづくりの中で取り組みをしていただく、これが、やっぱりもう忘れてはならない大事なことだと思いますので、ひとつそれも併せてお願いしておきます。

岩槻会長 決して、職員の給与というのは大体準則によれば1年1号昇給という原則があるわけでございますので、やはり1年に2号給も上がったるもんじゃございませんし、人によって上がるというものでございませぬ。ただ、係長になったり、あるいは課長補佐になったり、副課長になるに、こういう段階において、昇級試験、昇格、昇級になって、昇格基準というものがあって、では、課長の適齢期が20人において、皆、課長にならない人まで課長と同じ条件にということはできない。やっぱり、皆、入る際に全国一律の町村会の試験を受けて皆合格して入っておるということですから、同じレベルで採用されている。しかし、やっぱりいろいろな限られたポストの中で、どなたが昇級、昇格していくのかというと、それはそれぞれのまた町の基準というものも持っておられますから、その辺もまた合併の中で協議してまいります。事務局でその辺も精査やられるということだとは思いますが、御趣旨の御意見のほどは、きちっと押さえ、それぞれ違った自治体がついて、職員の不満が起らないようにしなくてはならないので、慎重にやっていきたいと思っております。

吉田議長 谷淵委員。

谷淵委員 村岡町の谷淵です。私は、先程臨時職員の身分保障というものを上げたんですけれども、3町の中には臨時職員あるいは嘱託職員がそれぞれあります。また、その身分保障の内容においてもかなり違います。これらもやっぱり統一見解で併記を行っていたきたいというふうに考えております。そこの辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 先程も若干御説明させていただいたかと思えますけれども、ここでいっております一般職の中に臨時職員も入るわけですが、今、お話のありましたように、臨時職員といってもいろいろなケースがございます。例えば、月給制でボーナスも出ている臨時職員もあれば、日々雇用的に日給という形の臨時さんもございます。そういった中で法で定められております、これは地方公務員法でございますけれども、22条の5項で臨時的任用職員というようなことをいっておるわけですが、その関係につきましてはこの一般職には含まれないというような考え方が一応示されていると思えます。

吉田議長 谷淵委員。

谷淵委員 それでは、もう一度重ねてお尋ねします。

嘱託職員においても、ある町においてはその町の条例の中には本職員に準ずるというふうなところもあるわけです。この辺をすっきり直しておかなかつたら、同時に改めてもらわなかつたら私はいけないと思えます。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 繰り返しみたいなことになりますけれども、3町で臨時職員も嘱託職員もいろんなケースで対応されておられますので、このあたりの関係につきましては、今後別なところでの協定が必要になってこようかというふうに理解しております。

吉田議長 村瀬委員。

村瀬委員 なかなか短所と長所というふうに、国家公務員等につきましては、法的に守られているというふうに、これは否定できない事実だとは思えます。それだけでもって協議しているとどうしても平行線。今の流れから打破できないということであろうと思えます。その中でいろんな、いわゆる公務員といわれる方が受け持ちをされている業務のもので、これの民営化出来る部分っていうのが当然あるはずであります。従って、そういう部分にもかなりの人たちがやはり参加してる、枝分かれしているのかという、何か町民の皆さんを説得できるような材料というものを並行してこれは考えていく必要があるんじゃないだろうか。従って、当然、今まではある一定量のこういう予算、どう使おうかと。しかし、今後は自分たちの力の範囲で稼げるものをどう増やしていくかという、そういう作業になるわけですから、従って、経営的な感覚というものも、それ以降で持ち込まなければ、やはり行き着く先は、行政だけはいいいい思いをしてということにならんとも限らんということ

であると思うわけです。だから、やはり、私はあえて民営化ということについてもかなりの踏み込みをすべきであろう、決議をすべきであろうというふうな考え方。でなければ、こういう身分保障ということについて皆さんが今までどおりというもんが出てこないんじゃないかなというふうに考えますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

吉田議長 藤原委員。

藤原委員 香住町の藤原です。今、各委員が言っておられることはものすごく、一番重要な協議しなければならない問題ではないかなと私も思っております。今、議事の進行で考えますならば、この議案は、そういうベースをどこに置くかというところに立っている議論ではなくて、今、3町でばらばらになっているものを調整する、調整の仕方についての案件。じゃあどこの線に調整をするかというベースについては、別途協議すると、事務局が原案をつくり、皆さんに諮って協議すべき問題ではないかと。従って、今いろいろと出ております問題を十分反映しながら、事務局でベースになる給与体系を検討し、それらの協議の段階において、会議を進めていただくことにしております。従いまして、これはこういうばらばらのものを調整する、調整の仕方ということで御理解をしていただき、調整していただくことがいいのではないかと思います。

吉田議長 そのように進めさせてもらおうとは思いますが、もう少し意見のある方、あればお聞きしたいなと、このように思いますが。ございませんか。

石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。難しい問題だろうとは思いますが、この今の2の方ですね、職員数については、新町において定員適正化計画を策定と、非常に難しい、これは課題であろうというふうに思います。これはいつの時点で適正化計画を策定するのか、先だって南アルプス市を視察したときに、あそこは6町で900何人おりますと、非常に人数が多いんで、実際のところは困ってますというような話が現実の問題として出まして、適正化計画と、それとポストの定員、実質との兼ね合いで関係をどうするのかというようなことが大きな課題にもなっているというお話がありまして、それには希望退職を募ると、それから定年になって自然退職というものとの調整を図りながら、できるだけ早く合併の実効が上がるような定数の実現に向かっていくのが大きな課題だという話、現実にはそういう問題だろうと思うんです。合併したらいかに経費が安くなっていうことがあって合併の効果が上がるということが一番大切な問題であると思います。そういうようなことが大きな課題であろうかというふうに思っておりますが、別に答弁をいただかなくても結構ですけども、意見としてちょっと申し上げさせていただきます。

吉田議長 他、ないですか。

ないようでしたら、要するに、今、今後の進め方としましては、皆さんかなりそういう、先程石垣委員が言われましたように、ある意味職員というものも法律的には守られている部分があるんですが、やはりこの合併の趣旨というものを考えれば公務員も例外ではないという中、また、その中でもやはりきちっと守らなければならない部分はあるというふうなこと、その辺を十分考慮していただきながら、やはり、今回この調整方針のもとに、また皆さんのいろいろと言われた意見をもとにやはり専門部会のもとで今後詰めていっていただくというふうな注文もつけながら、また、それが示された段階でもやはりそれなりのお示しもしていただきたいと、このように思うんですが、どうでしょうか。

岩槻会長 いろいろ御意見出ておまして、各3町のいろいろな情勢変化の中で、先程村瀬委員さんの方から民営化できるものはできるもの、こういうところもベースにあるのか御意見がございました。確かにそういう合併というのは、私ところも実は5つの僻地保育所がありましたが、去年の4月で民間に委託し、ごみ収集も町営でやっておりましたが収集等は民間に委託しておるわけです。これら生活や環境、同じような情勢なのかどうか、それぞれやっておると思いますが、そういうところも含めてそういう御意見だろうと思うわけですが、この合併の中で全部がそれでいくのかどうかというのはまた御意見をいただかなければならないと思うわけでございます。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を開きます。
事務局長。

藤原事務局長 ただいま各委員さんのいろんな御意見に対して、会長の方からのお答えもあったわけでございますけれども、考え方としましては、きょう御提案させていただきました調整方針を仮に御確認いただきますと、その方針に沿って調整統一ということになるわけでございますけれども、当然、それぞれ出ました厳しい意見につきましても、十分尊重をさせていただきながら専門部会等で事務的な調整をさせていただくと、そういった流れになってこようかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、最後に村瀬委員の方からも、民営化等の話も出てきましたけれども、これも先程2のところ定員適正化計画の関係でお示しをさせていただきましたが、当然、経済性、効率性など総合的に判断して、委託が効果的である業務については、できるだけ民間委託を推進するというようなことでございますので、そういった方向で厳しい財政状況を乗り切っていくという一つの考え方をお示しさせていただいておりますので、御理解をいただ

きたいと思います。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。
事務局、再度答弁。

藤原事務局長 それでは、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

先程からいろいろ御意見をいただいております内容等を十分勘案させていただく中で、基本的な調整の考え方等、また後日、改めてお示しをさせていただきたいと思っております。

吉田議長 今、言われたとおりに、これを確認はさせていただきますけど、しかし、今、言われましたように、基本的な考え方はまたお示しして、その中でまた御意見も聞くというふうなことにして、この部分については、確認はこの調整方針の確認でいきたいと、このように思いますけれど、どうでしょう。御異議ある方、あれば。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。今、議長の方から、確認はさせていただきたい、しかし、次回の協議会に、再度、細かなものを提案するというふうな発言であったように思うんですが、別段、これきょうどうしても確認せないかんのですか。継続でもいいんじゃないですか。事務局の方から再度出されるものを、やはりきちっとお聞きしてから確認ということの方がいいんじゃないですか。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。
事務局長。

藤原事務局長 本日の御提案させていただいておりますのは、一般職の職員の身分の取り扱いについてということで、基本的な調整方針をどうするかということについての御提案でございます。この御提案を確認をしていただきましたならば、この提案に沿って細か

な調整を考えていくということになりますので、細かな調整の基本的な考え方は、先程申し上げましたように、後日、改めて御報告をさせていただきますということでございまして、きょうの御提案はあくまでも調整方針の確認をしていただきたいという思いでございます。

吉田議長 そういう流れでいきたいと思うんで、これは確認ということにさせていただきたいと、このように思うんですが、特に本城委員、どうでしょう。指名して悪いんですが。

本城委員 美方の本城です。今、事務局の方から説明をされましたそのことについてはわからんことない、十分理解はするんですが、先程の説明の中で、これを確認して、それによっていろいろ細かな詰めをやって、次回には報告をするということ言われましたね。だからこれを、今そういうふうになりますと、これから先のやつは報告だけで済まされるということになりはしないかなという懸念がしたんですけども、さっきの局長の説明では、どういう理解をすればいいんでしょう。

吉田議長 えっとですね、基本的には、これをベースにしながら細かい詰めがありますね、今、皆さんがお聞きした部分。それを加えた形で基本方針的なものをこういうふうにしましたということで示しますので、そのときに、報告したときに、また、新たに皆さんの御意見や確認をしたいと、このようには思っどるんですけど、そういう2段構え的な考え方なんですけれど。

よろしいですか。次回ということではないですけど。どちらにしても示すということは間違いのないということで。皆さん、それでよろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。じゃそういうことで、この基本的な調整方針については確認をしたということできょうはしたいと、このように思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 そうしましたら、異議なしの声がございましたので、協議第25号、一般職の職員の身分の取扱いについては、確認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。55分まで休憩させていただきたいと、このように思います。

〔休 憩〕

吉田議長 お揃いのようなので、休憩を閉じまして会議を再開いたしたいと思えます。続きまして、協議第26号、特別職の身分の取扱いについてを議題とし、事務局に朗読

と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、9ページをご覧いただきたいと思います。協議第26号、特別職の身分の取扱いについて。特別職の身分の取扱いについて提出する。平成16年3月10日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目は3-(1)でございます。特別職の身分の取扱い。1、特別職、首長さんと議員等でございます。(1)としまして、町長、助役、収入役、教育長の設置、人数及び任期については、法令の定めるところによる。括弧としまして、議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては別途協議するということにいたしております。(2)といたしまして、町長、助役、収入役、教育長及び議会の議員の報酬等は、現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。(3)費用弁償の額は、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。2番、その他特別職(行政委員会)についてでございます。(1)としまして、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。(農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては別途協議する。)(2)番といたしまして、報酬額及び費用弁償の額は、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整するということにいたしております。

それでは、10ページからの資料につきまして御説明をさせていただきたいと思います。座らせていただきたいと思います。

10ページにつきましては、現況ということで3町の特別職の任期、それから報酬額、人数等を上げさせていただいております。

それから、11ページをご覧いただきたいと思います。ここで課題・問題点等ということで、今回、特別職に教育長も加えておりますが、この考え方は、11ページの一番下に米印がございますが、教育長は地方公務員法の規定により一般職の地方公務員でございますけれども、給与については、教育公務員特例法第17条の規定によりまして、他の一般職に属する職員とは別に条例で定めることになっております。その規定が特別職の給与の規定に類似していることから、特別職の身分の取扱いにおいて協議をいたしております。

まず、原則でございますけれども、町長、助役、収入役、教育長、それから行政委員につきましては、新設合併の場合、その所属する市町村は消滅いたしますので、合併の日の前日に失職することになります。そのため、まず、町長におきましては、2番目にありますように、新町長選出までの間の長の不在状態を防ぐため、地方自治法施行令第1条の2の規定に基づき、関係町の長たる者、または長であった者の中から協議により職務執行者を定め、職務を行うこととされております。3人の町長さん方の中で、職務執行者を決めていただくこととなります。これにつきましては、15ページの一番上でございますけれ

ども、参考法令ということで、地方自治法の施行令第1条の2で、このことを謳っております。その町長に関しましては3に書いてございますように、公職選挙法によりまして、合併の日から50日以内に選挙により選出されますので、先程申し上げました職務執行者は、この選挙による新しい町長が誕生するまでということの任期になります。

それから、2番目の助役でございますけれども、町長職務執行者は助役や収入役は選任できませんので、新しい町長が選挙されてから議会の同意を得て選任することになります。従いまして、助役はそれまでは空席ということになります。

それから、収入役につきましては、地方自治法第170条第5項の規定に基づき、普通地方公共団体の長は、収入役に事故があるとき、または収入役が欠けたとき、その職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならないことになっております。この根拠法令につきましては、13ページの下から5行目に、地方自治法の第170条第5項でこのことをいっております。3番目でございますけれども、職務執行者が収入役職務代理者を選任し、正式に収入役が選任されるまでの間は、職務代理者が収入役の職務を代理することになります。町長職務執行者は、収入役は選任できませんけれども、収入役職務代理者を選任することになります。

それから、教育長でございますけれども、2番目に書いておりますように、1行目の後段の方で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第19条の規定に基づきまして、町長職務執行者によって臨時に選任された教育委員の互選によって決められることとなります。14ページの下から3行目、最初の教育長の互選ということになるわけでございますけれども、現在3町で15人の教育委員さんがおられますが、職務執行者が5人の教育委員を選び、その中で互選をしていただき教育長を選出するということとなります。

それから、次の12ページをご覧くださいと思います。12ページでは、行政委員会の委員さんのことを謳っとるわけでございますけれども、上から3行目に、地方自治法第180条の5の規定に基づきまして、市町村の執行機関として法律で設置を義務づけられている委員会及び委員としては、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会などがございます。この3行目にいっております地方自治法の180条の5の関係につきましては、15ページをご覧くださいと思いますけれども、そちらの方に自治法の施行令をつけておりますが、そこで、それぞれ行政委員の設置ですとか、それから定数、それから任期等、それぞれ謳っております。この行政委員の合併に際しての考え方でございますけれども、12ページに戻っていただきまして、1番目に上げております教育委員会の委員、これは先程も申し上げましたけれども、2行目からちょっと読んでみますと、町長職務執行者が合併の日の前日に3町の教育委員会の委員であった者の中から、新町の教育委員会の委員を臨時的に選任することとされております。なお、臨時的に選任されました委員の任期は、新町の設置後、町長の最初の選挙後最初に招集される議会の会期末日までということになっております。

それから、2番目の選挙管理委員会の委員さんにつきましては、これは1行目の最後の

方からですが、3町の選挙管理委員会委員である者の互選により定められるということになっております。なお、これらの選挙管理委員さんにつきましても、正式に議会で委員が選挙されるまでの間、臨時的に選挙管理委員会の委員の職務を行うこととされております。

それから、3番の農業委員会の委員は、ちょっと割愛をさせていただきます、4番の固定資産評価審査委員会の委員でございますが、この委員につきましても、1行目の最後の方からでございますが、合併の日に町長職務執行者によりまして、3町の固定資産評価審査委員会の委員、3町で9人おられますけれども、その中から選任された者3人さん、3人さんがその職務を行うこととなります。なお、任期につきましては、固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、新町の町長により3町の固定資産評価審査委員会委員であった者の中から選任された者がその職務を行うこととなっております。

なお、監査委員でございますけれども、監査委員につきましては、特別選任手続の規定はございませんので、新町長の就任を待って、委員が選任されるまでの間は委員が置かれない状態になります。

それから報酬、費用弁償等につきましては、特別職報酬審議会の第三者的機関で調整するような方針を謳っておりますけれども、これにつきましては、先進の事例といたしましては、各町から大体2名ぐらいの委員さんを選任していただきまして、その方たちによる特別職の報酬、費用弁償等を審議していただいた内容のものを、協議会で報告するというように先進市は行っております。なお、先進市は大体、南但の方を見ましても郡単位で合併協議が進められておりましたが、そういう意味では郡の町村会長の名前でもって、その委員さんの選任をされておったようでございますけれども、当協議会におきましては2つの郡が入り組んでおりますので、いずれ3町長さんによる選任ということになるかというふうに思っております。

因みに養父郡の例で申し上げますと、郡の町村会が各町に2名ずつ検討委員の選出を依頼されまして、審議されました内容をもって合併協議会に報告されております。朝来郡につきましては、第三者機関を合併協議会で設置しまして、その中で審議していただき、報告していただくということになっておるようでございます。こういった先進市の例を参考にさせていただきますながら、第三者機関の設置を考えていきたいというふうに考えております。

以上で特別職の身分の取り扱いについての説明を終わらせていただきます。

吉田議長 説明は終わりましたので、質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村です。2点ほど、幼稚な質問ですがお伺いしたいと

思います。

まず1点ですけども、類似団体の状況を参考にしてということになっております。これは先進事例なんかもすべてそうになっているわけですけども、この類団の状況というのは16年度、17年度でかなり動く可能性があると思うんですけども、これをどの時点でどのようにとらえようとされているのかということが1点でございます。

それから、いわゆる報酬、費用弁償の審議につきましては、第三者機関ということで、基本的には合併後に審議会は立ち上げるということのようですので、それはいいんですけども、さっき局長の方から、各町から2名、ちょっと聞き違いでしたら訂正しますけども、2名ずつというようなことをお伺いしたんですけども、そうしますと報酬審議会の中には、例えば議員OBであるとか、職員OBであるとか、各種団体の長であるとか、そういう者が含まれているわけで、その辺が偏りはしないかという懸念がするわけですけども、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 類似団体の捉え方でございますけれども、今言いました第三者機関的なものを設置する時点で、できるだけ直近の時点での考え方をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、委員の関係につきましては、1つの例として申し上げたわけでございますけれども、4町で構成している協議会の場合、2名ずつの8名ということでございます。従いまして、3町で構成している当協議会におきましては、先程は2名程度ということで御説明させていただきましたが、最終的には町長さん方でその辺の調整をしていただく中で、2名ないし3名ぐらいな構成になるかというふうに考えております。

吉田議長 中村委員。

中村(治)委員 いや、数は2名でも3名でもいいんですけども、問題は、例えば職員OBだとか、議員OBだとか、各種団体の振り分けをきちっとやっておかないと偏る可能性があるということを申してるわけでございます。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 各町の特別職報酬等審議会でも、そういった考え方で委員の選任はされておるといふこと十分承知いたしておりますので、参考にさせていただきたいというふうに思っております。

吉田議長 他、質疑ございますか。

柴崎委員。

柴崎委員 柴崎でございます。特別職の中の収入役のことについて、ちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、10ページのところに、それぞれ美方、村岡、香住町と、収入役の報酬のことが書いてございますが、香住町は既に25、6年前でしょうか、長博さんの町長のときに収入役は廃止をされておりまして、現場の状況をちょっと伺ってみますと、20何年間、別に支障なく経過をしておるということでございますし、それから先輩の職員の皆さんにちょっと伺ってみますと、職務代行ということで助役さんが兼務をされてる、香住町の場合。そういうことで法令上も、13ページの地方自治法の168条につきましてもそういうことが書いてあるわけでございます。3町の中で美方だけがあるわけでございますが、これは条例でもって出来るわけですが、これ町長さんが提案されてそういうことにするのか、どこでどう決めるのか、ちょっとそこら辺が教えてほしいわけでございますが、どなたかちょっと教えていただけませんかでしょうか。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、新しい町に収入役を置く場合のことでしょうか。その場合は新しい町としての条例ということになりますので、職務執行者が条例制定する上で専決処分をすることになるかというふうに思っております。

吉田議長 柴崎委員。

柴崎委員 ということは、新しい町長さんが誕生しますわね、その町長さんの考え方で提案をすると、こういう形になるわけですか。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 基本的な考え方は、現在の3町長さんでその辺の調整はされると思っておりますけれども、実際、条例制定ということになりますと、新しい町長ということになるかと思っております。

吉田議長 柴崎委員。

柴崎委員 そうすると、この協議会で2町はないと、1町があるといった場合に、本当

に必要であれば置く必要があるんですが、2町ともそんなに支障がないということになれば、収入役さんもあえて置く必要ないんじゃないかなと、我々思うわけでございまして、そのことを協議会でもって一つの合意を得るということが可能なかどうか、ちょっと教えていただけますか。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。
事務局長。

藤原事務局長 今、柴崎委員さんの方から、収入役設置する云々の御意見もあったわけでございますけれども、これまで町長会等で調整していただいた中では、合併当初は、当初といたしますか、当面は収入役は必要だろうというようなお考えの中で、このたび調整方針として上げさせていただきとるということになります。なお、先程条例の話も若干御説明させていただきましたですけれども、この関係につきましては、法令で設置するということになっておりますので、もし置かないというようなことになると、条例制定が必要になってくるというふうに考えております。

吉田議長 会長。

岩槻会長 今、事務局長が説明したとおりでございまして、9ページに1でございましょうか、特別職についてということで、町長、助役、収入役、教育長の設置、人数及び任期については、法令の定めるところによるということでございますので、私もいろいろ意見交換やりましたが、財政規模も3町で大きくなるわけでございますし、収入、支出の総額合わせれば、いろいろな会計もございまして、相当な金額になるわけでございまして、ですからやっぱり収入役は置くべきではないかというふうに捉えておるところでございます。

吉田議長 他、質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようでございますので、続いて御意見等を伺いたいと、このように思いますが。ございませんか。

ないようでございますので、協議第26号については、確認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 御異議なしの声がございましたので、協議第26号、特別職の身分の取扱いについては、確認することに決定いたしました。

続いて、協議第27号、地方税の取扱い(その1)についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、18ページをお開きいただきたいと思います。協議第27号、地方税の取扱い(その1)について。地方税の取扱い(その1)について提出する。平成16年3月10日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目の2-(7)でございます。地方税の取扱い。1番としまして、地方税の税率等の取扱いについては、次のとおりとする。(1)番目に、個人町民税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(2)番目の法人町民税、(3)番の固定資産税、(4)番の軽自動車税、(5)番の町たばこ税、(6)番の鉦産税については、いずれも新町へ引き継ぐということにいたしております。(7)番目の特別土地保有税については、香住町の例による。(8)番、入湯税については、美方町、村岡町の例による。2番の納期についてでございますが、(1)番、個人町民税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(3)番の軽自動車税も同じくでございます。(2)番の固定資産税につきましては、美方町、香住町の例によるということにいたしております。

それでは、資料について御説明をさせていただきたいと思っております。座らせていただきたいと思います。

まず、お断りを申し上げたいと思うんですが、本日の地方税の取扱い、その1ということにいたしておりますが、国民健康保険税の関係を後刻に回しておりますので、きょうは、その1ということで国民健康保険税を除いたところで御協議いただきたいと思いますというふうに思っております。

それでは、19ページの資料のところをお開きいただきたいと思います。ここでは、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税等の各町の内容を載せておりますけれども、これらの各税目につきましては、いずれも標準税率等を採用しておりますので、現行のとおり新町へ引き継ぐということになります。

20ページにつきまして、まず一番上の町たばこ税、鉦産税についても同様でございます。

なお、次の特別土地保有税でございますが、この税目につきましては、3町で見ますと美方町と村岡町につきましては、免税点が1万平米未満、香住町におきましては5,00

0 平米未満ということになっております。これにつきましては、地方税法の 595 条で、その辺の免税点が定められておるわけでございますけれども、香住町の 5,000 平米といたしますのが、都市計画法第 5 条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域は 5,000 平方メートルということになっておりますので、新町になりますと、この 5,000 平方メートル、香住町に都市計画区域を有しておりますので、免税点が引き下げられるということになります。

次に、入湯税でございますけれども、入湯税につきましては、いずれも 150 円の標準税率を採用しておりますけれども、香住町が余部にユースホステルを所有いたしてあります、その場合、1 人 100 円ということを決めておりますけれども、内実を申しますと、現在、このユースホステルは実質稼働はいたしておりません。そういったことで入湯税につきましては、美方町、村岡町の例によるということにさせていただいております。

それから、納期の関係でございますが、この中で固定資産税の納期が違ってあります。それぞれ各町で年 4 回あるわけでございますが、第 2 期目の納期が、美方町、香住町が 7 月、村岡町が 8 月ということになっております。このことにつきましては、地方税法の 362 条で、固定資産税の納期は 4 月、7 月、12 月及び 2 月中において、当該市町村の条例で定めると。ただし特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができるということになっておりますけれども、合併を機にこの地方税法の納期に合わせるといことで、美方町、香住町に合わせるという調整方針を出させていただいております。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

次に、御質疑を受けたいと思っております。

橘委員。

橘委員 香住町の橘です。18 ページの 1 番の (7) の特別土地保有税について、これは香住町の例によるとありますが、そうしますと美方、村岡町の免税点がそれぞれ 1 万平方メートルであったのが 5,000 平方メートルになります。今まで保有税を払わなくてよかった人たちが、5,000 平米に引き下がることによって支払い義務が生じてきます。1 万平方メートルの取引というのは、そうたびたびあるものかどうか、その辺をお尋ねしたいと思っております。

吉田議長 村岡、美方の課長、わかりますか。

本庄香住町税務課長 失礼します。それでは、橘委員さんの方からの特別土地保有税の関係につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

条例上では、今、御説明がありましたとおりでございますが、近年といたしますか、過去

を見ましても3町とも課税になった例がないと。ただし香住町で私の記憶では、昭和50年ちょっと前ぐらいだと思いますけども1件あったように思っております。その後は3町ともないということでございます。昨年の15年度の税制改正におきまして、特別土地保有税につきましては、昨年の15年度の税制改正におきまして、この特別土地保有税につきましては、条例上では残しますけども、附則の方で、地方税法の改正によりまして、15年の1月1日以前から課税されておるものにつきましては、15年以降は当分の間、課税をしない。それから、1月1日以降に新たに取得したものについても課税をしないというふうな附則での制定になっておりますので、現実の課税はないということでございます。

吉田議長 他に質疑はございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 そうしましたら、御意見等をお伺いしたいと、このように思いますが。
中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村です。固定資産税の納期で、地方税法、それから町村会準則でも、納期は4、7、12、2ということだと思っておりますけども、村岡町のみがさっき説明にありましたように、2期の納期で8月ということなんですけども、特別の事情がある場合ということで8月に設定されたということで、もしも、その8月が、美方、香住は準則どおり7月になっておるわけなんですけども、8月の方がいいという特別の事情があるなら、別に美方、香住の納期に合わせなくてもいいというふうに思うんですけども、その辺、特別な事情というのが、もし、おありなら教えていただきたいと思えます。

吉田議長 太田課長。
暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を開きます。
太田課長、お願いします。

太田専門部会長 それでは、御説明をさせていただきたいと思えます。

村岡町の納期の欄をご覧いただきたいと思えますが、個人町民税につきましては6月、8月、10月、1月、固定資産税につきましても4月、8月、12月、2月と。さらに国保税等もあるわけでございますが、でき得る限り、納付月が同じになるような形でという

配慮で、こういう特例措置が講じられておるといふ方に理解をしているところでございます。

吉田議長 要は、大丈夫だということですか、7月でも。そういうことですね。

太田専門部会長 そういうことでございます。

吉田議長 他に御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようですか。ないようですので、これで質疑、意見を打ち切りたいと、このように思いますが。

本城委員 議長、ちょっと待ってください。

吉田議長 はい。

本城委員 本当に確認してもいいですか、もうちょっとお聞きしたいと思います。

吉田議長 本城委員。

本城委員 美方の本城です。ここにきょう提案されておるのは地方税の取り扱い、その1ということなんですが、これはどなたがご覧になっても、比較的確認しやすいといえますか、まあまあこんなもんだらうなという項目なんですが、最初、事務局長の説明の中で、国保税は後程というふうに説明がありました。その国保税、あるいはその他の税については、いつごろ、この協議会の方に出される予定なのかお聞きしたいと思うんです。

吉田議長 事務局長、答弁。

藤原事務局長 国保税の関係につきましては、きょうのレジュメのその他のところにも書いておりますが、できるだけ早い機会に協議をお願いしたいということで、現在のところは次回には御提案させていただきたいというふうに思っておりますけれども、内容的には基金等の関係もございまして、そういった詰めと重要な内容も含んでおりますので、若干時間がかかるというふうに思っておりますが、できるだけ次回には御提案をさせていただけるかなというふうに思っております。

吉田議長 本城委員。

本城委員 美方の本城です。このレジュメの裏の文は私も見ておるんです。ただ、協議第32号あるいは第33号、国民健康保険事業の取扱いについてというふうになっておりますね。だから、どういうふうなことを出されるのかなという思いがしておったんです。例えば、括弧して税なら税というふうにしていただけるとよくわかるんですけども、そして、介護保険事業の取扱いについてというふうなことになっておったので、それで、ちょっとお尋ねしてみたんです。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 お答えさせていただきたいと思います。

この国民健康保険の税の関係につきましては、協議第31号の方で御提案を予定をさせていただいておりますし、32号の国民健康保険事業の方につきましては、給付等の関係が含まれてきますので、そのあたりの内容になろうかと思っております。

吉田議長 では、これで打ち切りたいと、このように思います。

協議第27号は、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がありましたので、協議第27号、地方税の取扱い(その1)については、確認することに決定いたしました。

続いて、協議第28号、平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算についてを議題とし、事務局に説明と朗読を求めます。

事務局長。

藤原事務局長 22ページをご覧くださいと思います。協議第28号、平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について。平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について協議する。平成16年3月10日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について。平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算を別紙のとおり調製したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程第3条第1項に基づき提案する。

それでは、御説明をさせていただきたいと思いますが、座らせていただきたいと思います。

す。

24ページをご覧いただきたいと思います。ここの第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,780万2,000円と定めております。

次に、歳入の関係でございますが、27ページをご覧いただきたいと思います。歳入の主な財源は、3町からの負担金でございますが、平成16年度におきましては、1町当たり560万円、合計で1,680万円の負担をお願いしたいというふうに思っております。なお、第2款の繰越金では100万円の予算を上げておりますが、平成15年度の予算の執行状況等を加味する中で、100万円予算計上をさせていただいております。

次に、28ページをご覧いただきたいと思います。歳出の関係でございます。まず、報酬でございますけれども、協議会の委員報酬ということで235万8,000円計上させていただいております。これにつきましては、合併協議会を12回、それから事務所の位置の小委員会を2回、議員の任期等の小委員会を2回、まちづくり計画の委員会を3回、合計19回の協議会、小委員会等の開催を予定いたしておりますけれども、その際の委員報酬を235万8,000円あげさせていただいております。それから、3番目に特別職報酬等検討委員報酬ということでございますけれども、先程も若干この関係の御質問、御意見等がございましたが、一応ここでは6名分の委員さんで、会議回数を3回予定をさせていただいております。

次に、8、報償費の新町名称公募表彰者報償費15万円でございますけれども、一応名付け親賞ということで1名の方に5万円、それから特別賞ということで1人5,000円の20人、計15万円を予定させていただいております。なお、賞といたしましては、入賞者のそれぞれの町の商工会が発行します商品券を予定をさせていただいております。それから、9の旅費でございますけれども、普通旅費が13万5,000円と、費用弁償が15万9,000円ということで、先程会議の回数等を御説明申し上げましたが、それらに付随する費用弁償でございます。それから、需用費の関係でございますけれども、まず消耗品費といたしまして、コピー用紙、それから事務用品、それからプリンターのトナーでございますとか、会議録用のカセットテープ、これらの消耗品を59万9,000円予定をさせていただいております。それから、事務局で車1台をリースいたしておりますけれども、これらの燃料費といたしまして12万円。それから、協議会、小委員会、あるいは幹事会等のお茶代等が主な内容でございますけれども、食糧費が20万円。それから、印刷製本費といたしまして、毎月1回、協議会だよりを発行いたしておりますけれども、大体1回につき7,200部ほど発行しておりますが、この印刷代が138万3,000円でございます。

それから、役務費でございますけれども、郵券代、電話代、それぞれ郵券代が一月1万5,000円、電話代が大体一月2万5,000円の予算を組まさせていただいております。あと、インターネットの接続手数料、それから公務災害補償の保険料を6万3,000円、1万8,000円を組まさせていただいております。

ます。それから、委託料でございますけれども、まず会議録の調製委託料が、大体1回の会議で3時間としまして、1時間、15年度でいきますと2万1,000円ほどの単価になっておりますので、延べ19回の会議で125万7,000円を予算計上させていただいております。あと、新町のまちづくり計画等でいろんな計画書ですとかダイジェスト版等の作成を予定いたしております、それに要する経費が367万5,000円。それから、新町の例規整備で、例規整備の関係でございますが、あわせて、新町の仮例規の整備が必要になってきます。これが大体150部ぐらいを予定いたしております、その経費が合わせて94万5,000円ということになっております。それから、14、使用料及び賃借料の関係でございますが、事務所の使用料が一月1万8,620円ということで、22万4,000円。それから、会場使用料ということで3万円を組ませていただいておりますが、基本的には町有施設の利用ということで、無料なわけでございますけれども、もし確保できない場合に有料の施設の利用もあり得るということで、3万円計上させていただいております。それから、先程も燃料費のところでも申し上げましたが、事務局で車1台リースいたしております。これが大体一月に3万1,500円かかりますので、トータルで44万7,000円ということになっております。それから次に、電話、ファクス等の借り上げでございますけれども、これにつきましてもリース料でございます、34万3,000円。それから、複写機のリース料が159万3,000円ということでございます。なお、一番下はホームページのサーバー使用料が年間6万3,000円ということになっております。

それから、18の備品購入費99万8,000円でございますけれども、これにつきましては、新年度、4月から各町1名増員していただくことになりますので、それに関係する机、いす、それからパソコン等の備品を予定をいたしております。それから最後に、19、負担金補助及び交付金222万6,000円でございますけれども、まず、臨時職員の賃金の負担金206万7,000円、これにつきましては、村岡町さんで臨時職員を採用していただいております、協議会としては村岡町さんに負担金という形でお支払いすることにいたしておりますので、その予算でございます。それから、光熱水費の負担金につきましては、事務所の光熱水費でございます、一月1万円の12万円ということでございます。最後は、リースしております車の共済金でございます、年間3万9,000円を予定させていただいております。

以上が平成16年度の予算ということで御説明とさせていただきます。

吉田議長 説明は終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、その他御意見等ございましたら。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようでございますので、協議 28 号には、原案のとおり確認することに決定してよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議ないようでございますので、協議 28 号にはつきましては、原案のとおり確認することに決定いたしました。

続きまして、継続案件ではございますが、協議第 11 号、新町の名称についてを議題といたします。

去る 2 月 1 日から 29 日までの 1 カ月間にわたり、新町の名称を募集したところでありますが、応募状況の結果がまとまったようでありますので、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 29 ページをお開きいただきたいと思います。協議第 11 号、継続でございます、新町の名称について。新町名称の選定方法について協議する。平成 16 年 3 月 10 日提出。3 町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目、1 - (3) でございます。新町の名称。新町名称応募結果に基づいて、新町にふさわしい名称を選ぶため、別紙のとおり選定方法を定める。

それでは、座って説明をさせていただきます。まず、30 ページをご覧くださいと思います。ここでは新町の名称候補の選定ということで、応募状況の結果をまとめております。1 番に、応募総数が 1,615 件。応募者は 1,230 人となっております。大体応募者 1 人当たりが 1.3 作品の応募をいただいたということが、下の 2 番目の表でおわかりいただけるというふうに思っております。

なお、応募総数のうちの有効数で、上の表で各町の数字を出しておりますけれども、美方町で 192、村岡町で 470、香住町で 931、合計で、応募が 1,593 ということで、右の方にそれぞれ各町の比率を出しております。

それから、下の 2) 応募作品の一覧ということでございますが、これにつきましては、33 ページからそれぞれ全作品を掲載させていただいております。総数でちょうど 300 種類の新町の名称の応募をいただいております。それぞれの候補名に、応募要項のところ御検討いただきました選定の観点として 5 項目ほど上げておりましたけれども、その 5 項目の観点に、事務局として、それぞれの候補名がこの観点に該当するだろうと思われると

ころに丸印を付しております。

それでは、31ページをご覧いただきたいと思います。具体的な選定方法になりますけれども、最初に応募数上位作品の公表範囲ということで、とりあえず、御提案は応募数上位10作品という考え方をいたしております。これは前回、議長の方で最後にお諮りをしていただきましたけれども、絞っていく段階で、何点というときには、上位何点ということが、できればそれも数も入れずに表示するという御確認をいただいております、一応原案では10作品を選ぶということにいたしております。

2番目に、投票による選定ということで、まず、第1次選定でございますけれども、全応募作品の中から、各委員が3作品以内を投票し、集計の上、上位10作品を選定するという考え方でございます。なお、今後のスケジュールといたしまして、この第1次選定につきましては、本日、この300点の中から選んでいただくというのは大変な作業になると思われまので、次回の4月14日の第7回の協議会で投票をいただきたいというふうに考えております。その間、時間がございませので、十分熟慮していただいて、次回に3点を投票していただきたいというふうに考えております。

次に、第2次選定でございますけれども、第1次選定名称候補10作品から、各委員が2作品以内を投票し、集計の上、上位5作品を選定するという考え方でございます。なお、この第2次選定につきましても、次回ではなくて、次々回、すなわち第8回の協議会を4月の28日に予定をさせていただいておりますけれども、このときに第2次選定をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、投票における確認事項といたしまして、1番目に、投票は表記と読みをセットで投票するという考え方を考えております。32ページをご覧いただきたいと思いますが、投票用紙に、それぞれ第1候補、第2候補、第3候補ということで、表記と読みを入れていただくような欄を設けておりますので、ここに表記、読みをそれぞれ入れていただきたいというふうに思っております。

それから2番目に、第1次選定及び第2次選定の投票は複数の名称を投票していただきますので、ポイント制を採用したいと思っております。要するに、第1次選定では、3作品以内を投票するという考え方をしておりますので、第1本命の第1候補の作品については掛ける3点、それから第2候補の作品については掛ける2点、第3候補は掛ける1点ということで、それぞれトータルをしまして、上位10作品を選ぶという考え方でございます。

次のでございますが、これは第2次選定のときに、10作品の中から2作品以内を投票していただきますので、このときの大本命の第1候補には掛ける2点、第2候補の作品には掛ける1点という考え方をしております。

次に、各投票の結果、得票数が同じになり、選定すべき作品数を上回るようになった場合は、得票数が同じ作品の中から各委員が1作品を投票し、集計の上、上位のものから選定名称候補に加えていくこととするということで、例えば最初ですと、10番目に選ばれ

る候補名が同数のものが複数あるというようなときには1作品を投票していただいて、上位のものから10作品あるいは5作品に加えていくという考え方でございます。

それから、3)といたしまして、決定方法でございますけれども、この決定につきましては、今後の会議の進行状況にもよりますが、現在予定をさせていただいておりますのが、5月12日に予定いたしております第9回のときに御決定をいただければというふうに考えております。このときには、第2次選定による5作品の候補について協議し、と、いうことにいたしておりますけれども、このあたりで、この協議会は郡名の関係も考えていくということで、協定項目の欄外にもその辺のことを謳っておるわけでございますけれども、このあたりで、郡名とともに町名も協議していただくことになろうかというふうに思っております。

原則、全会一致で新町の名称を決定するというにいたしておりますけれども、協議の結果、決定に至らなかった場合は、別途、決定方法を協議し決定したいというふうに考えております。

以上が新町名称選定に当たっての基本的な考え方ということで、御説明をさせていただきました。

吉田議長 説明が終わりました。

ちょっと休憩をさせてください。今5分ですので、15分まで休憩させてください。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じまして会議を再開いたしたいと思えます。

朗読と説明は終わりましたので、ここで今の説明に対して質疑を受けたいと思えますが、質疑のある方、挙手をお願いします。

板坂委員。

板坂委員 このことにつきましては、第3回の合併協議会、当会場だったというふうに記憶いたしておりますが、1月24日の日に、この応募要項をいろいろと検討したわけですが、そのときに、今の局長の御説明では、第1次選定ということで、上位10作品を選定というふうに言われておるんですけども、そのときのいろいろと問題といたしまししょうか、御意見が出た中で、10と要項書いてありますが、11ですね、応募結果の公表についてということで、協議会において公表するという中で、私のメモでは、上位30点を50音順に公表するというふうに、私、メモに書いておるんですけども、繰り返しになりますが、先程局長の説明では10作品ということでございますが、ある程度の、僕は幅を持たせた方がいいんじゃないかという気持ちがございますので、その辺のことを今一度説明を願いたいというふうに思えます。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 ただいま板坂委員さんの質問といいますが、意見にもありましたように、前回の要項を決める段階で、公表する、あるいは数の関係についていろいろ議論がございました。その中で、5町での例も申し上げながら、30作品とか20作品というようなこととお話を申し上げたのも事実でございます。ただ、最終的に議長さんの方で確認いただいたのが、応募状況等を見ながら考えてというようなことの中で御確認いただいたということで、会議録等も確認いたしましたので、きょうは10作品という御提案をさせていただいておりますが、考え方としましては、きょう、応募作品300作品を全部お手元にお届けいたしておりますけれども、300作品程度の候補名の中から、第1次選定については10作品程度がふさわしいかなという思いがございまして、10という数をちょっと限定させていただいておりますけれども、これは委員さん方で、また、御確認、調整していただく中で、15になるのか、20になるのか、その辺は御協議いただければというふうに思っております。

吉田議長 板坂委員。

板坂委員 村岡の板坂です。今も申し上げましたように、30というのはちょっと多いかもしれないというふうに、局長の説明でもわかりますが、上位10位では、10作品ではちょっと少な過ぎるのではなからうかということでも今申し上げておるわけですので、せめて30にしなくても15か20、それはまた委員さん方で御決定願ったらいいいわけですが、ということでも、御意見として申し上げておるわけです。以上でございます。

吉田議長 お諮りいたしますが、今、局長の方の答弁も含めてですが、因みに、そういうことで、議長の方は、数は過程の中でいろいろとあったようには思いますが、議事録には、応募作品の数を含めながら、数は最終的に決めていくというふうなまとめになっておりますので、それを踏まえて、300作品の中で事務局案としては10作品というふうになって、今、板坂委員の方から、10じゃ少ないんじゃないのかというふうな御意見がありますが、この辺、どのように諮っていったらいいか、ちょっとお聞きしたいなと思うんですが。

藤原委員。

藤原委員 香住の藤原です。質問というか、確認ですけれども、この投票は、300点の中から第1次選定でいわゆる10点を選ぶということですね。その選ぶときに、300点の中に票数の多いかった10位ぐらいのものを参考として示すということですね。その

上位10点の中から選ぶんでなくて、あくまで参考ですね。そういうふうに理解をしておりますので、それであれば、必ずしも多くでなくても、一つの目安というような格好で、たくさん票のあったのはこういう名前だったかなという程度だから、10点でもいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

吉田議長 伊藤委員。

伊藤委員 香住町の伊藤でございます。新しい町名は、約1カ月間の期間をかけて、全町民に募集して、1,230名ですか、応募が出てきたわけです。その1通1通に、それぞれ町民の思いというか、1通というか、1点というかね、思いがこもっているというふうに思うんです。だから、町民の願いがこもっているわけですから、その思いを我々委員としては酌み取るというんですか、多くの方々がこういう思いを持って書いておられるということ酌み取って新町名を決めていくのが我々の務めだと思うんです。1票のものも、たくさん入ったものも、全部ばらばらにしておいて、そして、我々24名がそれだけの識見があるかといったら、ちょっと私、一般町民の票数を無視したような形で我々が決めていくということにもものすごい抵抗があるんです。だから、町民はこれぐらいな、10点ぐらいが思いがこもっているんですよというのは、やはりつかみみたい気持ちがあるんですよ。上位10点ぐらいはこれぐらいの人が、この名前にこもっているんですよというのを知りたい。だから、それを余り広げない方がいいと思うんですけどね。以上です。

吉田議長 どうでしょう、他に。

今、板坂委員は、もう少し広げた方がどうだろうか。伊藤委員、それから藤原委員は、今言ったように、参考でもあるわけだから10点ほどでいいんじゃないのかというふうな御意見だと、このように思いますが。どうでしょう。

石垣委員。

石垣委員 石垣です。これはいろいろと取り方によってどうでもなる話だと思うんですがね。私は、例えば上位投票数の多い10点、伊藤委員のような判断でしますと、それが外れたものがどんなふうにとるかという問題がまた出てくると思うんですわ。いろいろありますので、私は投票の10点と同じ数というのがちょっと、これはいろいろと判断、非常に第三者から見ると、言われる点が出てきへんかなということ私を思ひまして、30が多いとなれば、私は15か20ぐらいな、ちょっとその辺の余裕を持たせた方がええんと違うかなという意見、個人的にはそういう気がします。以上です。

吉田議長 今、事務局長の方から発言を求められましたので、事務局長、発言をどうぞ。

藤原事務局長 今、上位10点をという原案の中で、それぞれのお考えの基に御意見をいただいておりますけれども、それらの御判断をいただく参考としてお考えいただければと思いますけれども、例えば上位から10点でどのぐらいの票の違いがあるかといいますか、どのぐらいの票になっておるかというようなことを、上と下をちょっと申し上げて、参考にしていただきたいと思います。

失礼しました。ベストテンの10番目の票を、参考までに発表させていただきたいと思っています。

10番目が22票でございます。因みに、15番ということになりますと8票、20番目ということになりますと5票ということになります。以上でございます。

吉田議長 今のを参考にしながら、発表する数をどのぐらいがいいのかなという参考にいただければ結構かと思うんですが。

御意見ございますか。どうでしょう。ございませんか。

ないなら、原案のとおりに諮らせていただかなければならないように思うんですが。原案のとおり、とりあえずそのことにつきましては10位以内をあいいうえお順でしたかな、確か。あいいうえお順に発表するというので、この場で発表したいわけですね、そうすると。よろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)

では、原案のとおりということをお願いしたいと、このように思います。

本城委員。

本城委員 済みません。美方の本城です。第1次選定、第2次選定、両方に表現があるんですが、各委員が3作品以内をという表現があるんですが、例えばこれ、2作品をしてもいいということになりますね。そうすると、点数が変わってくるように思うんですね。ですから、3作品なら3作品を選出する、あるいは2作品を選定するというふうにされた方がきちっといくように思うんですけども、私の勘違いでしょうか。

吉田議長 今、ちょっとお諮りしたのは、これを全部を確認という、ええということではなく、とりあえずその10作品についてどうだろうということですので、そこについて、とりあえずは確認したということで、今、違う御意見や質疑なわけですね、そしたら。

それについて、じゃあ、事務局長、ちょっと教えてください。

藤原事務局長 記憶が間違っていたら、また御訂正をするようなことで、不細工なことになるんですが、5町のときも、例えば3点というようなことでお願いしておりましたのが、実際に投票されたのが、丸々3点でなくて、2点入ったたり1点入ったたりというようなことがございまして、あえてそういったこと等を反省しながら、以内という言葉を使わせていただいております。

ちょっと補足をさせていただきたいと思います。今3点以内ということで、第1候補は3点、第3候補は1点というようなことを言っておりますけれども、これが仮に第1候補を1点だけの投票になりますと、掛ける3点ということになります。まさか第3候補のところだけ入れられる方はおられないと思いますけど、その場合は1点ということになります。以上でございます。

吉田議長 他にありますか。そう私的にお話ししないようにしていただかないと、私、どうしていいのかちょっとわからなくなるので。もし御意見があるようでしたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

他にございませんか、質疑。御意見もございませんか。

どうぞ、中村さん。

中村(治)委員 美方町の中村です。先程予算説明の中で、いわゆる新町名称公募表彰者報償費、いわゆる名付け親賞5万1名、5,000円20名ですか、合計21名。金額はどうでもいいんですけども、21名になるわけですけども、これは基本的には採用されたものの中からという考えでしょうか。ということになると、同じ作品が21名あるというふうに理解をせざるを得ないんですけども、例えば2番目ぐらいなものにも何ほかというふうなお考えなのか。その辺の基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 平成16年度の予算編成する時点の捉え方と時期的なずれがちょっとございますけれども、一応報償の中身の考え方としましては、同一作品、優秀作品に、少なくとも21点ございましたら、その中で名付け親を出して、残りをといたしますか、特別賞と。それが同一作品が30あった場合には、29の中から20を選んでいただいてという考え方でございます。

吉田議長 よろしゅうございますか。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

吉田議長 では、原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、原案のとおりに、協議第11号につきましての選定方法等につきましては、確認していただいたというふうに思います。

休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

今、お手元にお配りしたのが、あいうえお順に並べた上位10作品ですか、これを参考にしながら、次回の決定に御参考にさせていただければと、このように思っております。

続きまして、協議事項ではございませんけれど、38ページに参考資料ということで、地域審議会に関する資料というものをお出ししておりますので、先回の協議会、確か村岡であったと、このように思いますが、その中で地域審議会のことについてどうするんだという中で、最終的には協定項目に入っておりますんで、協定項目に上がってこようと思いますが、その間の勉強資料というふうには思いますが、その辺について、事務局の方から説明願いたいと思います。

藤原事務局長 それでは、38ページをお開きいただきたいと思います。

ちょっと座って説明をさせていただきたいと思います。

38ページ、地域審議会に関する資料ということでございますけれども、御案内のように、この地域審議会につきましては、自治法に定められております自治体の執行機関の長の附属機関として、条例で定めることができるという内容のものでございまして、ただ、合併特例法の中でもこれが、地域審議会がございまして、

合併特例法の中での考え方といたしましては、39ページの下ほどの(2)の上から5行目ぐらいにございますが、市町村合併を進めるに当たって、地域審議会を置くことが、合併の懸念や障害を除去することに資する場合や、合併後の合併市町村の均衡ある発展などを図っていく上で適切である場合などに、それぞれの地域の実情により、主体的に判断されるべきものであると考えられるということでございまして、法的根拠としましては、合併特例法と、それから地方自治法で、それぞれ設置ができるという考え方でございます。

39ページには、合併特例法による基本的な考え方を示させていただいております。(1)番に、地域審議会の役割といたしまして、地域審議会は、合併後の市町村が合併関係市町村の区域に係る事務に関し、合併後の市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、合併後の市町村の長に意見を述べる機関であるということでございます。任務としましては、に、諮問に応じる事項の例といたしまして、市町村建設計画の変更に関する事項、それから市町村建設計画の執行状況に関する事項、基本構想、各種計画の策定・変更に関する事項がございまして、さらに 番目といたしまして、必要と認める事項の例でございまして、市町村建設計画の執行状況、臨時的なものでござい

すが、これに関する事項、それから公共施設の設置・管理運営などに関する事項がございます。さらに、他の審議会を設置しているところの任務で、ここに書いてあるもの以外といたしましては、当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用ですとか、予算編成の際の事業等に関する要望、それから住民の行為等が規制される地域の指定、それから福祉、廃棄物処理、消防等の对人的施策の実施状況、これらを任務として加えているところもございます。

(2) の地域審議会の設置につきましては、先程御説明させていただきましたので、省略をさせていただきたいと思えます。

(3) の設置期間でございますけれども、これは合併関係市町村の協議において、期限を定めて設置されることとなります。これの一つの根拠としましては、市町村建設計画の期間、例えばこの3町の場合、10カ年を一つの期間という捉え方をしておりますので、そういった考え方も考慮された上で、最終的に決めていただくことになろうかというふうに思っております。

それから41ページでございますけれども、ここでは養父市の例を挙げさせていただいております。養父市の場合、合併特例法に基づきます法律に基づいた地域審議会ということで、合併前の4町にそれぞれ地域審議会を設置するということになっております。所掌事務といたしましては、先程申し上げました内容より大分少ない3項目が、(1) (2) (3) ということで上がっております。

それから、この地域審議会でございますけれども、本来ですと、条例を制定しなければいけないわけでございますが、この合併特例法の関係になりますと、合併前に設置ということが適当であるというような考え方の中で、これは合併協議会で協議し、その協議の内容は、関係する3町の議会で議決を得なければならないというふうになっております。合併協議の中で、議会の議決を要するものとしたしましては、因みに申し上げますと、1つには廃置分合に関する議決、それから財産処分に関する議決、それから新たに設置される市町村の議会の議員の定数に関する議決、議会の議員の定数に関する議決、議会の議員の在任に関する議決、農業委員会の委員の任期等に関する議決、それらとともに、この地域審議会の設置に関する関係についても議決を要するということになっております。

ただ、本日、資料には付けておりませんが、昨日の新聞で、新たに特例法の新法が閣議決定されたとか、あるいは現在の特例法の一部改正、さらには自治法の一部改正等、この地域審議会に類似するような組織も現在考えておられるようでございます。今申し上げました3つの関係につきましては、一昨日閣議決定されて、この3月中旬頃には国会の方に提出されるということ聞いております。

地域審議会の関係につきましては、ちょっと端折った説明で不十分かと思えますけれども、この資料で、それぞれでちょっと御勉強いただきまして、できれば次回の協議会ないしは次々回の協議会ぐらいには、この地域審議会の正式な議案として提案をさせていただく予定にいたしておりますので、それまで自己研修ということで、この資料を御参考にし

ていただければというふうに思っております。以上でございます。

吉田議長 今、事務局の説明のとおり、自己研賛の資料として、次々回ですか、次回ですか、その辺ちょっと事務局の方の流れの中で提案をして、皆さんにお諮りをしたい。それと、また御存じのように、本国会におきまして、これについての位置付け等がまた変わる可能性があるという中で、そういうものを加味して出されてくるのではないかというふうには思いますけれど、そういうことで、自己研賛の資料としてお取り扱い願いたいと、このように思います。

以上で協議会を終わりにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議がないようでございますので、これで今回の協議会は終わりにしたいと思えます。

続きまして、次回以降の合併協議に際しまして、特に御意見、御提言等がございましたらお伺いしたいと、このように思います。ございませんか。ありますか。

中村委員。

中村（暁）委員 香住町の中村です。先日の新聞、3月9日ですか、昨日ですか、日本海新聞で、合併で住民負担増もということで、美方町議会の記事が載っておりました。3町の財政状況を踏まえ、5月の住民説明会では、当初（住民負担は軽く、サービスは高く）とは違う説明をしなければならぬとして、合併後は住民負担が増える可能性があることを示唆されたと、上田助役さんの議員さんに対する御答弁であったというようなことです。

合併をしようということで現在進んでおるわけですがけれども、決して甘くはないというふうには思っておるんですけども、5月の住民説明会に向けて、我々もバラ色の町というふうなことは少しは無理かなと、こういうふうには感じておるんですけども、こういうふうな記事を見ますと、お先真っ暗だというようなことに考える町民もあるんじゃないかなというふうには思っておるんです。

そのサービスについて、また負担について、5月には住民説明会があるということなんですけども、そこらあたりに向けて、我々の方もそのあたりのところをきちっと押さえておかないと具合が悪いのかなというふうな感じがしておるんです。

町長、それから議長会の方、また事務局の方も、そのあたりのところも随分斟酌をさせていただいて、協議会の進め方を十分に考えてやってほしいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

吉田議長 上田助役の方が発言を求めていますので、発言を許可いたします。

上田委員（代理） 美方町の上田でございます。先日、8日の日に、美方町、一般質問がございました。今の町の財政状況、また、これからつくります3町の財政状況を推測いたしましても、私はその発言の内容を、新聞社の判断で書かれておるわけでございますが、1町でやればもっと厳しいと。3町が合併しても、やっぱり財政的に非常に厳しい状況になる。

当初、一昨年、5町合併で住民説明会をやっております。この段階では、国が示したマニュアルとかそういうものでもって、サービスは高く、負担は低く、そういう説明もやってきております。そういう中にありまして、今年度の予算編成の段階で非常に苦労したわけございまして、たとえ3町が一緒になっても、やっぱり負担すべきものは負担を当然していかなといけん。このことは住民にはっきりと示して、この3町の合併に賛同していただく、これが大事だということからして、そういう答弁をしたわけでございます。

我々もバラ色とは思っていないんですけど、今よりはやっぱり住民サービスが向上できる、そういうことをやっぱり住民の皆さんに十分知っていただいて、この3町合併をどうしても成功させたい。そういうことからして、答弁をさせていただいております。また、5月ごろ住民説明会をする機会が出てこようかと思っております。このことにつきましては、やっぱり1町ではとてもやっていけない状況の中で、やっぱり3町が合併して、それをやりましても、なかなか低い部分に合わせしていくことは困難であろうということを説明する必要があるように思っておるわけでございますので、この点はいろいろな取り方があるかとは思いますが、御理解をお願いしたいと思います。

吉田議長 その他ございますか。

ないようですので、事務局、その他について、説明をお願いします。

藤原事務局長 長時間の御協議大変お疲れさまでした。御苦労さまでした。

それでは、レジュメの6番目に、その他ということで、次回開催日程を上げさせていただいております。4月の14日水曜日午後1時30分から、美方町の総合センターで予定をさせていただいております。協議事項といたしまして、使用料、手数料の取り扱い、補助金、交付金の取り扱い、地方税の取り扱い、その2ということで、国民健康保険税の関係です。それから、国民健康保険事業の取り扱い、介護保険事業の取り扱い、それから本日御協議いただきました新町の名称についても、継続ということで予定をさせていただいております。

なお、本日、1枚プリントをお手元にお届けさせていただいておりますけれども、16年度の上半期、4月から9月までの間の合併協議会の日程を予定をさせていただいております。基本的には、毎月の第2水曜日でございますけれども、4月と5月につきましては、協議が集中いたします関係上、第4水曜日にも合併協議会の日程に当てさせていただいてお

りますので、スケジュールの調整方をお願いいたしたいと思っております。以上でございます。

吉田議長 以上で、本日予定をしておりました議事はすべて終了いたしました。

これもちまして、第6回3町合併協議会を閉会いたしたいと思えます。御苦労様でございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町

合併協議会議長

.....

会議録署名委員

.....

会議録署名委員

.....